

災害対策特別委員会

第三特別調査室
(災害対策特別委員会担当)

所管事項の動向

1 最近の自然災害をめぐる状況

(1) 我が国における自然災害の状況

我が国は、その位置、地形、気象等の自然的条件から、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り等による災害が発生しやすい環境にある。

最近の我が国の主な自然災害

年 月 日	災 害 名	主 な 被 災 地 等	死者・行方不明者数(人)
R2年 7月 3日～31日	令和2年7月豪雨	九州地方を中心とする全国（特に熊本）	88
9月 4日～ 7日	令和2年台風第10号	九州地方	6
11月～ 3年 4月	令和2年11月からの大雪等	北海道、東北及び北陸地方等	110
3年 2月13日	福島県沖を震源とする地震（M7.3）	福島県、宮城県	3
7月 1日～14日	7月1日からの大雨（熱海市土石流災害等）	全国（特に静岡）	29
8月 7日～23日	8月の大雨	全国（特に長野、広島、長崎）	13
11月～ 4年 4月	令和3年11月からの大雪	北海道、東北及び北陸地方	99
4年 3月16日	福島県沖を震源とする地震（M7.4）	福島県、宮城県	4
7月14日～19日	低気圧や前線による大雨	九州から東北地方の各地（特に宮城）	1
8月 3日～26日	8月3日からの大雨等（台風第8号等も含む）	北海道、東北、北陸及び近畿地方	3
9月18日～20日	令和4年台風第14号	九州地方から東北地方の各地（特に宮崎）	5
9月23日～24日	令和4年台風第15号	東海地方（特に静岡）	3
5年 5月 5日	石川県能登地方を震源とする地震（M6.5）	石川県	1
6月28日～7月16日	梅雨前線による大雨	福岡県、佐賀県、秋田県	15
6年 1月 1日	令和6年能登半島地震	石川県	232 ¹

※死者数については、災害関連死を含む。

<令和5年版防災白書、内閣府資料、消防庁資料より作成>

(2) 令和6年能登半島地震

石川県能登地方では、令和2年12月から地震活動が継続しており、令和6年1月1日、同地震により、最大震度7を観測するなど能登半島を中心に強い揺れが観測された。その後も地震の発生数は増減を繰り返しながら大局的には緩やかに減少しているが、平成16年新潟県中越地震や平成28年熊本地震などと比較しても、地震回数が多く推移している。

この地震により各地で火災、住宅倒壊等が発生し、死者232名、住家被害10,912棟（令和6年1月19日付消防庁資料²）の被害が発生したほか、各地で停電、断水等が発生している。

¹ 令和6年1月19日現在

² 新潟県について新潟市の住家被害（被災程度調査対象総数）、富山県について「未分類」とされている住家被害、石川県において「多数」又は「確認中」とされている情報、珠洲市における負傷者数、金沢市、七尾市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町等における住家被害は除く。

政府は、同年1月11日、この地震による災害を「激甚災害」³及び「特定非常災害」⁴に指定し、同月19日には、「非常災害」⁵に指定した。

なお、同月16日、岸田内閣総理大臣は、非常災害対策本部会議において、被災地・被災者の生活と生業の再建に関する支援パッケージを月内に取りまとめるよう各閣僚に指示した。

2 国土強靱化の推進

(1) 強靱化法及び強靱化基本計画

東日本大震災を契機に、強靱な国づくりを進めていく必要性が認識されたことにより、平成25年12月（第185回国会）に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号。以下「強靱化法」という。）が成立した。強靱化法は、国土強靱化の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるべきものとして、「国土強靱化基本計画」（以下「強靱化基本計画」という。）の策定など国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、内閣に国土強靱化推進本部を設置することを定めている。

強靱化法に基づき、国土強靱化推進本部は「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で、施策分野（個別施策分野と横断的分野）ごとに、国土の健康診断に当たる「脆弱性評価」を行い、その結果を受けて政府は、強靱化基本計画を閣議決定している⁶。なお、強靱化基本計画においては、毎年度の国土強靱化に係る施策の進捗を評価し、これを踏まえて取り組むべき方針を取りまとめた計画を年次ごとに策定することとされている⁷。令和4年10月、岸田内閣総理大臣は、強靱化基本計画について、現在取り組んでいる次期国土形成計画と一体として、関係閣僚が連携し、改定するべく、取組を開始するように指示し⁸、令和5年7月、今後5年間の新たな強靱化基本計画⁹が閣議決定された。

³ 6(4)激甚災害制度 参照

⁴ 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号）に基づき指定される。指定により、被害者の行政上の権利利益の保全等を図るための各種措置（免許証等の有効期間の延長等）がとられる。

⁵ 「大規模災害からの復興に関する法律」（平成25年法律第55号）に基づき指定される。指定により、地方公共団体の要請に基づき、災害復旧事業等に係る工事を国等が代行できる。

⁶ 強靱化基本計画はおおむね5年ごとに見直しを行うものとされている（平成26年6月閣議決定、平成30年12月改定、令和5年7月改定）。

⁷ 令和5年7月28日、「国土強靱化年次計画2023」が決定された。

⁸ 国土強靱化推進本部（第15回）議事録6頁（令4.10.25）

⁹ これまで進めてきた「国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理」、「経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化」、「災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化」の取組に加え、「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化」、「地域における防災力の一層の強化による『地域力の発揮』」の2点を新たな施策の柱としている。

(2) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

平成30年12月、政府は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」¹⁰を定め、特に緊急に実施すべき施策について3年間（平成30年度～令和2年度）で集中的に実施することとした¹¹。その後、引き続き国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図る必要があり、また、国土強靱化の施策を効率的に進めるためにはデジタル技術の活用等が不可欠であるとして、令和2年12月、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定した。同対策は、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について取組の更なる加速化・深化を図ることとし、令和3年度から7年度までの5か年に追加的に必要となる事業規模（おおむね15兆円程度）等を定め、重点的かつ集中的に対策を講ずることとしている¹²。

(3) 強靱化法の改正

地方自治体等からは、5か年加速化対策終了後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的な対策の実施が求められていたが、同対策は法律に根拠を持たないため、今後の継続性等に不安の声もあがっていた。

このような状況に鑑み、中長期的な見通しに基づき、国土強靱化に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、令和5年6月（第211回国会）に強靱化法が改正され、国土強靱化実施中期計画を策定し、同計画に計画期間、実施すべき施策の内容及び目標等を定めることとなった。

3 地震・津波対策

(1) 南海トラフ地震対策

ア 南海トラフ法に基づく地震対策

平成26年3月、中央防災会議において、駿河湾から四国沖を経て日向灘に至る南海トラフ沿いで発生する大規模な地震（以下「南海トラフ地震」という。）¹³について「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」¹⁴（平成14年法律第92号）に基づき、国の南海トラフ地震の地震防災対策の推進に関する基本的方針及び基本的な施

¹⁰ 重要インフラの緊急点検を実施した結果等を踏まえ、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、3年間で集中的に実施することとして取りまとめられたものであり、民間事業者等による事業も含め、おおむね7兆円程度を目途とする事業規模をもって目標の達成を図ることとされた。

¹¹ 3か年緊急対策の完了を踏まえた成果については、「国土強靱化年次計画2021」（令和3年6月国土強靱化推進本部決定）において、全体としては目標はおおむね達成したと評価できるとされている。

¹² 5か年加速化対策の進捗状況は、令和5年度補正予算において、事業規模で約2.36兆円が追加され、約11.8兆円となった。

¹³ 政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の評価では、今後30年以内にM8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%とされている。

¹⁴ 平成25年11月（第185回国会）、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が改正され、題名も本文のとおり改められた。

策に関する事項等を定める「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（以下「南海トラフ基本計画」という。）が策定されるとともに、「南海トラフ地震防災対策推進地域」（29都府県707市町村）及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」（14都県139市町村）が指定された。

イ 南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応（南海トラフ地震臨時情報等）

令和元年5月31日に、中央防災会議は、南海トラフ基本計画の変更を決定した¹⁵。変更された南海トラフ基本計画では、大規模地震の発生可能性が相対的に高まったと評価された場合には、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を公表することとし、同情報が発表された場合に国、地方公共団体のとるべき対応が明示された。同月、南海トラフ基本計画の変更に伴い、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」¹⁶についても、同情報が発表された場合の対応について、内容が追加された。

同年6月には、内閣府から、最新のデータに基づく被害想定の新計算の結果が公表された。新たな被害想定では、死者最大23万1千人、全壊・焼失棟数最大209万4千棟、経済的被害最大213.7兆円とされている。

ウ 南海トラフ基本計画の見直し

南海トラフ基本計画の策定からまもなく10年を迎えることを踏まえ、令和5年3月に中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ巨大地震防災対策検討ワーキンググループ」が設置された。同WGは、基本計画に掲げた防災対策の進捗状況の確認と課題の整理を行うとともに、「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」¹⁷で検討した新たな計算手法を用いて、防災対策の進捗を反映した被害想定の見直しを行い、今後推進すべき新たな対策の検討を進めることとしている。

(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策

ア 日本海溝・千島海溝法に基づく地震対策

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震は、房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震¹⁸である。これらの地域における地震については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措

¹⁵ 南海トラフ基本計画は、その後、令和3年5月に施行された災害対策基本法等の改正等を踏まえ、同月にも変更されている。

¹⁶ 南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループの報告を踏まえ、平成31年3月に策定された。

¹⁷ 令和5年2月、最新の科学的知見を踏まえ、津波高や震度分布、被害想定手法等を検討するため、内閣府に設置された。

¹⁸ 政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の評価では、様々なケースが想定されているが、例えば、根室沖で今後30年以内にM7.8～8.5程度の地震が発生する確率は80%程度とされている。

置法」(平成16年法律第27号。以下「日本海溝・千島海溝法」という。)に基づき、地震防災対策が進められてきた。

令和3年12月、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」において東日本大震災の教訓等を踏まえ、最大クラスの津波を伴う巨大地震が発生した場合の被害想定が公表され、令和4年3月には防災対策を取りまとめた報告書が公表された¹⁹。その中で、「巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、後発地震への注意を促す情報の発信が必要である」とされた²⁰。

また、同年5月には、先行して地震防災対策の見直しが進められてきた南海トラフ地震と同程度に対策を強化するため、日本海溝・千島海溝法が改正された。法改正を受け、同年9月には「地震防災対策推進地域」(8道県272市町村)及び「津波避難対策特別強化地域」(7道県108市町村)が指定されるとともに、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」が変更され、同計画においても、後発地震への注意を促す情報の発信とその対応について盛り込まれた。

イ 後発地震への注意を促す情報の発信等(北海道・三陸沖後発地震注意情報等)

「後発地震への注意を促す情報」については、情報発信の必要性の指摘を踏まえ、「日本海溝・千島海溝沿いの後発地震への注意を促す情報発信に関する検討会」²¹において、災害情報学や地震学、防災教育等の観点から適切な情報発信及び防災対応の呼びかけの方法について、ガイドライン作成に向けた検討が進められ、令和4年11月に報告書が公表された。内閣府は同月、同報告書を踏まえ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発信することとし²²、同情報が発信された際にとるべき防災対応を自治体が検討する際に参考とする事項をまとめた「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」を公表した。

(3) 首都直下地震対策

ア 首都直下地震対策の概要

首都圏において、大規模な首都直下地震²³が発生し、政治、行政及び経済の中核機能に障害が生じた場合、我が国全体にわたって国民生活及び経済活動に支障が生じるとともに、その影響が海外に波及することが懸念される。また、首都圏に集中している膨大な人的・物的資源への被害も懸念されるところである。平成25年12月に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」²⁴が示した被害想定では、死者は最大約2万3千人、全壊・

¹⁹ 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書(令和4年3月22日)

²⁰ 今回想定している日本海溝・千島海溝沿いの震源域の近傍での事例として、平成23年の東北地方太平洋沖地震では、Mw7.3の先発地震が発生した2日後にMw9.0の後発地震が発生している。

²¹ 令和4年8月、中央防災会議の下に設置された。

²² 同情報の運用は、令和4年12月16日から開始された。

²³ 政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の評価では、今後30年以内に南関東でM7クラスの地震が起きる確率は70%程度とされている。

²⁴ 平成24年3月、中央防災会議「防災対策推進検討会議」の下に設置された。

倒壊家屋は最大約61万棟、経済的被害は最大約95兆円とされている。

平成26年3月、「首都直下地震対策特別措置法」（平成25年法律第88号）²⁵に基づき、首都中枢機能の維持をはじめとする首都直下地震に関する施策の基本的な事項を定める「首都直下地震緊急対策推進基本計画」²⁶及び首都直下地震発災時に政府が業務を円滑に継続するための対応方針や執行体制を定める「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」が策定されるとともに、「首都直下地震緊急対策区域」（10都県の309市区町村）及び「首都中枢機能維持基盤整備等地区」（東京都の千代田区、中央区、港区及び新宿区）が指定された。

令和7年3月には、減災目標を定めた首都直下地震緊急対策推進基本計画の策定から10年が経過することから、令和5年12月、中央防災会議防災対策実行会議の下に首都直下地震対策検討ワーキンググループが設置され、防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策が検討されている。

イ 帰宅困難者対策

他の地域での大規模地震と比して特に問題となる帰宅困難者等対策²⁷について、内閣府は、平成27年3月、官民が連携して帰宅困難者対策の検討を行う際の参考となるよう、「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」を策定した。

その後、鉄道など公共交通機関の耐震対策の進展や、スマートホンの普及などデジタル化の進展などの社会状況の変化等を踏まえ、内閣府は、令和3年11月、「首都直下地震帰宅困難者等対策検討委員会」を設置し、令和4年8月に対応方針を取りまとめた。対応方針では、大規模地震発生後3日間の「一斉帰宅抑制」の基本原則は維持するとして、

- ①対策の実効性向上を図るための、一斉帰宅抑制等の正しい理解と認知度の向上
 - ②デジタル技術の活用等による帰宅困難者の一斉帰宅抑制等の適切な行動の促進
 - ③一斉帰宅抑制の適用期間中に一部鉄道が運行再開する場合の鉄道帰宅者への支援
- の3つの観点から具体的な対応方策を検討することとしている。

(4) 中部圏・近畿圏直下地震対策

中部圏・近畿圏直下地震については、中央防災会議の「東南海、南海地震等に関する専門調査会」が、平成18年から20年にかけて、順次、想定される震度分布や被害想定を公表してきた²⁸。しかし、東日本大震災の教訓等を踏まえ、地震・津波の想定を行うに当

²⁵ 平成25年11月（第185回国会）、首都直下地震発生時の首都中枢機能の維持と、国民の生命、身体及び財産の保護を目的として制定された。

²⁶ 平成27年3月31日、「首都直下地震緊急対策推進基本計画」の変更が閣議決定され、今後10年間で達成すべき減災目標等が設定された。

²⁷ 東日本大震災では、首都圏において約515万人（内閣府推計）の帰宅困難者が発生し、首都直下地震発生時に備え、帰宅困難者等対策を一層強化する必要性が顕在化した。なお、「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」の最終報告では、平日の12時に都心南部直下の地震が発生した場合、東京都圏で約1,700万人の帰宅困難者が発生すると想定されている。

²⁸ 同専門調査会は、平成18年12月に想定震度分布等を、平成19年11月に建物、人的被害等の想定結

たっては、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波」を検討していくこととされたため、同地震に係る先行的調査・検討を踏まえ、現時点の最新の科学的知見に基づきあらゆる可能性を考慮した中部圏・近畿圏直下で発生しうる地震モデルを検討し、震度分布等を推計することを目的として、令和4年11月、内閣府に「中部圏・近畿圏直下地震モデル検討会」が設置された。同検討会は、想定される震度分布等の推計を行った後、被害想定や防災対策の検討を行うことを予定している。

4 雪害対策

我が国では、地理的、地形的国土条件により日本海側を中心として毎年多量の降雪・積雪があり、雪下ろしなど除雪作業中の事故や雪崩災害により、多くの人的、物的被害が発生している。

特に、恒常的な降積雪に見舞われ、産業の発展や生活水準の向上が阻害されている豪雪地帯については、「豪雪地帯対策特別措置法」（昭和37年法律第73号）²⁹に基づき、豪雪地帯対策基本計画が策定され、雪害の防除をはじめとした総合的な豪雪地帯対策が実施されてきた。

令和4年3月（第208回国会）、豪雪地帯の現状に鑑み、同法が議員立法により改正された。主な内容は、①豪雪地帯対策の基本理念の新設、②財政上の措置に関する規定の見直し、③豪雪地帯の特性を踏まえた防災施策の促進、④地域における除排雪の安全確保のための交付金の交付その他の措置、⑤除排雪時の死傷事故防止、⑥幹線道路の交通の確保等のための規定の追加、⑦特別豪雪地帯における特例措置³⁰の有効期限を令和14年3月31日まで10年間延長、等である。

令和4年12月、政府は、法改正及び近年の豪雪地帯をとりまく課題への対応等を踏まえ、豪雪地帯対策基本計画を見直し、①「基本理念」の創設、②重点事項として「除排雪の担い手の確保と除排雪体制の整備」の新設、③重点事項として「親雪・利雪による個性豊かな地域づくり」の新設等の変更を行った。

5 火山対策

環太平洋火山帯に位置する我が国は、世界に約1,500あるといわれる活火山のうちの111が存在³¹する世界有数の火山国であり、有史以来、数多くの火山災害に見舞われてきた。

火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがある地域等においては、「活動火山対策特別措置法」（昭和48年法律第61号。以下「活火山法」という。）により、避難

果を、平成20年2月に文化財の被災可能性を、同年5月に経済、交通、ライフライン等の被害想定結果を公表するとともに、同年12月に被害想定結果を踏まえた地震防災対策を公表している。

²⁹ 同法に基づき、24道府県の532市町村が豪雪地帯に指定されており、このうち15道県の201市町村は特別豪雪地帯に指定されている（令和5年4月1日現在）。

³⁰ 基幹的市町村道の改築の道府県による代行、公立小中学校等の施設整備費の国の負担割合のかさ上げ

³¹ 我が国の活火山については、火山噴火予知連絡会が「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」と定義している。

施設緊急整備地域や降灰防除地域の指定に基づき、施設整備等に補助等が講じられる。同法は、平成26年の御嶽山噴火災害の教訓を踏まえて平成27年に改正され、国は、活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針³²の策定について定めるとともに、火山災害警戒地域を指定することとされ、火山災害警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、都道府県・市町村、気象台、地方整備局等、火山専門家、自衛隊、警察、消防を必須構成員とする火山防災協議会の設置が義務付けられた。令和3年5月現在、49火山³³について、火山災害警戒地域（23都道府県、179市町村（延べ202市町村））が指定されている。

また、火山災害警戒地域に指定された市町村は、地域防災計画において、警戒地域内にある集客施設等（ホテル、ビジターセンター等）で、火山現象の発生時における施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを「避難促進施設」として指定することが義務付けられ、避難促進施設においては、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための「避難確保計画」を作成することが義務付けられた。

令和5年3月31日現在、避難促進施設の指定状況は、延べ202市町村中、指定済みが62市町村（約31%）、未指定（「候補施設と協議中」等を含む。）が69市町村（約34%）、「該当する施設なし」が71市町村（約35%）となっており、避難確保計画の作成状況は、避難促進施設を指定済みの62市町村中、全ての施設で作成済みが33市町村（約53%）、一部の施設で作成済みが17市町村（約27%）、未作成が12市町村（約19%）となっている³⁴。

近年、火山活動が活発化した際の備えが急務となっており、活動火山対策を更に強化する対応が求められている状況に鑑み、令和5年5月（第211回国会）に活火山法が改正され、避難確保計画の作成等に係る市町村長による援助等、登山届提出の容易化等、火山に関し専門的な知識又は技術を有する人材の育成及び継続的な確保、火山調査研究推進本部の設置、火山防災の日（8月26日）等について定められた（令和6年4月1日施行）。

6 災害に関する法制度等の動向

(1) 避難対策（災害対策基本法、避難情報に関するガイドライン等）

ア 避難情報に関するガイドライン

市町村長には、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）により、災害が発生するおそれがある場合等において必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する権限が付与されており、多くの市町村は、内閣府の策定した「避難情報に

³² 平成28年2月22日に策定された。

³³ 「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として、火山噴火予知連絡会によって選定された50の常時観測火山のうち、周辺に住民や登山者等が存在しない硫黄島を除く49火山

³⁴ 令和4年9月に公表された、総務省の「「火山防災対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告」では、避難促進施設の指定や避難確保計画の作成に関する取組が十分に進捗していない状況等を踏まえ、内閣府に対し、改正活火山法の趣旨・目的、避難確保計画の必要性・重要性等の周知徹底や、現場の計画作成に係る課題等の把握・分析、計画作成の進捗などを勧告している。

関するガイドライン」³⁵を参考にして避難指示等の発令基準を定めている。

同ガイドラインは、災害の教訓等を踏まえて度々改定されており、令和元年5月には、水害・土砂災害等からの住民の主体的な避難行動を支援するため、防災情報からとるべき行動を直感的に理解できるものとするよう、避難のタイミングについて「警戒レベル」を5段階に整理し、段階ごとに住民がとるべき行動を明確化する等の改定が行われた。

しかしながら、令和元年東日本台風（台風第19号）等で顕在化した、行政による避難情報や避難の呼びかけの分かりにくさ等の課題を踏まえて、令和3年4月（第204回国会）に災害対策基本法が改正され、避難勧告・避難指示の避難指示への一本化及び緊急安全確保の指示の創設が行われた。

また、内閣府は同年5月、法改正等を踏まえて、同ガイドラインを改定した³⁶。

5段階の警戒レベル

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
				浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相当	氾濫発生情報 大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3	氾濫警戒情報 洪水警報 大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相当	氾濫注意情報 ——
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当	—— ——

市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

<内閣府資料>

新たな避難情報の運用については、令和3年7月からの一連の豪雨災害において指摘された課題³⁷を受けて、内閣府は、避難対策の強化について検討するため、同年11月から「令和3年7月からの一連の豪雨災害を踏まえた避難に関する検討会」を開催し、令和4年2月に報告書を取りまとめた³⁸。

³⁵ 平成29年1月の改定により、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」から「避難勧告等に関するガイドライン」に名称が変更され、令和3年5月の改定により、現在の名称に変更された。

³⁶ 避難のタイミングを明確にするため警戒レベル4の避難勧告と避難指示(緊急)を「避難指示」に一本化、避難場所等への避難が安全にできない場合に自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報を警戒レベル5「緊急安全確保」として位置付け、早期の避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直し、等

³⁷ 「市町村が避難指示などの避難情報の発令に躊躇しているのではないか」、「避難情報が発令されていても、住民は適切に避難行動をとれていないのではないか」等が指摘された。

³⁸ できる限り発令対象地域を絞り込むことや、防災教育の推進、市町村長等への研修の充実、避難情報等の発令等の各種判断に関して市町村長に助言を行う「気象防災アドバイザー」の拡充等が対応策として示された。

## イ 避難行動要支援者に係る個別避難計画

高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、平成25年（第183回国会）の災害対策基本法の改正により、市町村に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられ、同年8月に内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」において、避難行動要支援者一人ひとりについて具体的な避難の在り方を定めておく「個別避難計画」を策定することが望ましいとされた。

しかしながら、近年の災害においても高齢者や障害者が犠牲となっている実情があるため、令和元年東日本台風等を踏まえて、令和3年4月（第204回国会）に同法が改正され、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされた（同年5月20日施行）。また、内閣府は同年5月、法改正等を踏まえて、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定し、優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画について、市町村が主体となり、地域の実情に応じておおむね5年程度で作成に取り組むとする目標等が盛り込まれた。

各市町村における個別避難計画の策定状況は、令和5年10月1日現在で、全て策定済が151団体（8.7%）、一部策定済が1,323団体（76.0%）、未策定が267団体（15.3%）となっている（令和5年11月2日付内閣府・消防庁資料）。

## (2) 災害救助法による救助

「災害救助法」（昭和22年法律第118号）は、一定規模以上の災害が発生した場合等³⁹に適用され、現に救助を必要とする者に対し、避難所の設置や応急仮設住宅の供与、食品の給与や飲料水の供給、住宅の応急修理などの救助が、原則として現物により行われる。

同法に基づく救助は、都道府県知事等⁴⁰が行い⁴¹、市町村長がこれを補助して実施することとされており⁴²、救助の程度、方法及び期間は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（内閣府告示）（以下「救助の実施基準」という。）に従って都道府県知事等が定めることになっている。令和元年房総半島台風（台風第15号）等では、多くの家屋に被害が生じ、被災者の日常生活に著しい支障が生じたことから、内閣府は、令和元年10月、救助の実施基準を改正し、住宅の応急修理について、これまでの内容⁴³に加え、準半壊⁴⁴の場合も同法による救助の対象とすることが認められた（同

³⁹ 令和3年の第204回国会で成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）により、災害が発生するおそれがある場合で、国の災害対策本部（特定・非常・緊急）が設置されたときにも適用することが可能になった（令和3年5月20日施行）。

⁴⁰ 平成30年の第196回国会で成立した「災害救助法の一部を改正する法律」（平成30年法律第52号）により、内閣総理大臣が指定する救助実施市については、救助実施市の長が実施することとされた（平成31年4月1日施行）。令和5年4月3日現在で、13市が救助実施市に指定されている。

⁴¹ 法定受託事務として行う。

⁴² 救助に関する事務の市町村長への委任は可能

⁴³ ①住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理ができない者、②大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者（いわゆる大規模半壊）、が対象とされていた。

⁴⁴ 損害割合が10%以上20%未満。なお、各区分の損害割合は、全壊が50%以上、大規模半壊が40%以上50%未満、中規模半壊が30%以上40%未満、半壊が20%以上30%未満、準半壊に至らない（一部損壊）が10%未満となっている。

年8月28日から適用)。

また、住宅の応急修理については、工事業者の不足等により修理期間が長期化し、その間、被災者が避難所生活等を継続せざるを得ない事例が多数存在することが課題となっていた。これまでは、応急修理と応急仮設住宅への入居との併給は認められていなかった⁴⁵が、令和2年7月豪雨の被災地方公共団体から、応急修理期間中の被災者の住まいの確保を求める声があったこともあり、令和2年7月、内閣府は、応急修理の期間が1月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者を対象に、災害の発生の日から原則6月まで応急仮設住宅への入居を可能とする事務連絡を発出した。さらに、修理期間についても、災害の発生の日から1月以内とされている完了期限を延長する取扱いが行われてきた⁴⁵ことを踏まえ、同年6月、内閣府は、救助の実施基準に関する告示を改正し、修理期間を3月以内（国の災害対策本部が設置された場合には6月以内）に改めた。

### (3) 被災者生活再建支援制度

災害時の具体的な被災者支援策については、市町村と連携しつつ、都道府県が重要な役割を担い、国がそれを支援する仕組みとなっている。

住宅被害を受けた被災者には、

①一定規模以上の自然災害により、居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対しては、「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災地方公共団体が一定の支援金を支給する⁴⁶。

②同法の適用に至らない被害であった地域については、必要に応じて被災地方公共団体が支援金等による被災者支援などの措置を講じる⁴⁷。

という枠組みにより支援が行われてきている。

同法に基づき、住宅の被害程度に応じて支給される基礎支援金として、全壊等の世帯には100万円、大規模半壊世帯には50万円が支給されるとともに、住宅の再建方法に応じて支給される加算支援金として、居住する住宅を建設・購入する世帯には200万円、補修する世帯には100万円、民間住宅を賃借する世帯には50万円が支給され、基礎支援金と加算支援金を合わせて、最高で300万円が支給される。

被災者生活再建支援金の支給対象は、全壊世帯等及び大規模半壊世帯とされてきたが、令和2年11月（第203回国会）に同法が改正され、支援金の支給対象が、半壊⁴⁸世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）まで

⁴⁵ これらの点について、令和2年3月31日、総務省行政評価局は、「災害時の「住まい確保」等に関する行政評価・監視－被災者の生活再建支援の視点から－結果報告書」に基づき、併給を可能とすべきこと、救助期間を見直すことを内閣府に勧告していた。

⁴⁶ 支援金額の1/2に相当する額を国が補助する。

⁴⁷ 都道府県が同法と同等の範囲内で独自の支援を行った場合には、都道府県による支援金支給額の1/2が特別交付税により措置される。

⁴⁸ 損害割合が20%以上50%未満。大規模半壊及び中規模半壊については脚注41参照。

拡大された（令和2年7月豪雨から適用）。中規模半壊世帯には、加算支援金として、建設・購入する世帯には100万円、補修する世帯には50万円、民間住宅を賃借する世帯には25万円が支給される。

#### (4) 激甚災害制度

激甚災害制度は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づき、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、地方財政の負担の緩和又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合に、政令により当該災害を激甚災害として指定し、併せて適用すべき措置も指定するものである。激甚災害に指定されると、公共土木施設等や農地等の災害復旧事業への国庫補助のかさ上げ、「中小企業信用保険法」（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例等、特別の財政援助又は助成措置が講じられる。

激甚災害には、①全国規模で指定基準を上回る規模となった災害について指定される激甚災害（いわゆる「本激⁴⁹⁾」）と、②市町村単位で指定基準を上回る規模となった災害について指定される局地激甚災害（いわゆる「局激⁵⁰⁾」）がある。

②の局激の指定は、被災規模と被災地方公共団体の標準税収入等を勘案する必要があるため、年度末に一括して指定されることが通例であるが、災害発生時点で局激の要件を満たすことが明らかな場合⁵¹⁾は、年度末を待たずに速やかに指定される（早期局激指定）。

本激及び早期局激の指定は、被害に係る査定見込額等が一定の基準を上回る場合に行われるものであり、関係施設の被害状況を的確に把握し、基準に照らして判断するため、一定の期間⁵²⁾を要するが、政府は、被災地方公共団体が財政面に不安を感じることなく迅速に災害復旧に取り組めるように早期に激甚災害指定を行うため、激甚災害の指定に関する政令の閣議決定を待たずに中央防災会議の答申⁵³⁾を受けた段階での指定見込みの公表等、運用の改善に取り組んできた。

平成29年12月には、中央防災会議幹事会は、激甚災害指定の更なる早期化に向け、被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、内閣府が指定基準に達したもののから順次、激甚災害の指定見込みを公表すること等を決定し、これにより、災害の終息後、最速で1週間程度経った時点から指定見込みを公表することができるようになった⁵⁴⁾。

内容についての問合せ先

第三特別調査室 本部首席調査員（内線68740）

⁴⁹⁾ 災害被害に係る査定見込額等が所定の基準を超えた場合、地域を指定することなく、その災害自体を激甚災害に指定するもの。

⁵⁰⁾ ある特定地域に激甚な被害を及ぼすような場合に対応する制度で、市町村における被害の額が所定の基準を超えた場合、その災害と適用の対象となる地域の両方を指定するもの。

⁵¹⁾ 査定見込額等が局地激甚災害指定基準の2倍超

⁵²⁾ おおむね1～1.5か月

⁵³⁾ 激甚災害の指定に関する政令は、中央防災会議の諮問・答申を経て閣議決定される。

⁵⁴⁾ 同決定に基づく運用の改善は、平成30年梅雨前線豪雨等（平成30年7月豪雨を含む。）による災害に初めて適用され、その後の大規模災害においても同様の措置がとられている。